

# 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言解除に関する当社の対応について(2020/5/27)

お客様・お取引先各位

はじめに、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に罹患された皆さま、および関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

日本政府は5月25日、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を全面解除されました。しかし、解除後の対応につきまして「新しい生活様式」が定着するまで一定の移行期間を設けることとしております。

当社対応につきましてご案内いたします。

各対応にあたり、お客様・お取引先の皆さまには、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のうえご容赦賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

そのうえで新型コロナウイルス感染症対応につきましては、「対面でのお打合せについて、延長や中止・TV会議」という継続的な対応を行い、下記期間につきまして東京・大阪・福岡の各オフィスについて原則在宅勤務とさせていただきます。

在宅勤務期間:2020年6月1日(月)～2020年6月30日(火)

※6月30日(火)を待たずに、都道府県をまたぐ移動等々が緩和された場合の対応につきましては、別途お知らせいたします。

お問い合わせ窓口の対応につきまして

上記、原則での在宅勤務対応にあたり、お問い合わせ窓口につきましては、6月30日(火)までの間「電話」窓口を休止とし、「メール」窓口の対応とさせていただきます。ご不便をおかけいたしまして誠に申し訳ございません。

2020年5月27日  
ゼッタテクノロジー株式会社